

山口労基発 0830 第1号
令和6年8月30日

関係各位

山口労働局労働基準部長

山口県最低賃金の周知について（依頼）

平素より、労働基準行政の運営につきまして御協力と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、山口県最低賃金については、令和6年10月1日から1時間979円（引上げ額51円）に改正されることとなり、改正された山口県最低賃金を広く県民に周知したいと考えております。

つきましては、当局で作成しましたチラシ（別添）を送付いたしますので、広報紙（誌）やホームページなどの広報媒体への掲載に御協力いただきますようお願い申し上げます。併せて、改正内容の掲載文例1～4を添付させていただきますので御活用ください。

なお、毎年、厚生労働省で作成しておりますポスター及びリーフレットにつきましては、改めて送付させていただきます。

御多用のところ誠に恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

〔担当部署〕

山口労働局労働基準部賃金室

電話 083-995-0372



山口県最低賃金

令和6年10月1日から

時間額 979円

使用者は、この金額より低い賃金で労働者(学生アルバイト等を含む)を使用することはできません。

なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(令和5年12月15日改正)

- 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金 時間額 1,064円
- 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 986円
- 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金 時間額 1,036円

※ 下記の特定最低賃金は、改定されるまでの間、今回改正された山口県最低賃金を下回るため令和6年10月1日から山口県最低賃金時間額979円が適用されます。

- 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金 時間額 948円

※ 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しいことは **山口労働局賃金室(083-995-0372)**
又は最寄りの **労働基準監督署** にお尋ねください。

厚生労働省山口労働局・労働基準監督署